

# (付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

提出用

二面

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「平成\_\_\_\_年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の㉑の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

## 1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の㉑）	①	円
---------------------	---	---

## 2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の③）（黒字の時は0）	②	△を付けないで書いてください。円
うち事業所得(営業等)の損失額(一面の3の①)(黒字の時は0)	③	△を付けないで書いてください。
うち事業所得(農業)の損失額(一面の3の②)(黒字の時は0)	④	△を付けないで書いてください。
(③+④)	⑤	
不動産所得の損失額（一面の3の④）（黒字の時は0）	⑥	△を付けないで書いてください。
山林所得の損失額（一面の3の⑤）（黒字の時は0）	⑦	△を付けないで書いてください。
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計（②+⑥+⑦）	⑧	

事業 業 等	事業所得（営業等）に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤} \right)$	⑨		→	組合事業に係る青色申告決算書（一般用）(収支内訳書（一般用）)の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。
	$\left( \text{組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④(収支内訳書（一般用）の②)の金額} \right) + ⑨$	⑩		→	組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④(収支内訳書（一般用）)は②)の金額を( )で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。
所 業 得	事業所得（農業）に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤} \right)$	⑪		→	組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）(収支内訳書（農業所得用）)の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。
	$\left( \text{組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の⑥(収支内訳書（農業所得用）の⑦)の金額} \right) + ⑪$	⑫		→	組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の⑥(収支内訳書（農業所得用）)は⑦)の金額を( )で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。
不 動 産 所 得	不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{⑥}{⑧} \right)$	⑬		→	組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）(収支内訳書（不動産所得用）)の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。
	$\left( \text{組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②(収支内訳書（不動産所得用）の⑤)の金額} \right) + ⑬$	⑭		→	組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②(収支内訳書（不動産所得用）)は⑤)の金額を( )で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。
山 林 所 得	山林所得に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{⑦}{⑧} \right)$	⑮		→	組合事業に係る山林所得収支内訳書（山林所得収支内訳書（課税事業者用）)の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。
	$\left( \text{組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑦(山林所得収支内訳書（課税事業者用）の⑧)の金額} \right) + ⑮$	⑯		→	組合事業に係る山林所得収支内訳書の⑦(山林所得収支内訳書（課税事業者用）)は⑧)の金額を( )で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署におたずねください。

(付表) 組合事業に係る事業所得等の必要経費不算入損失額の計算書

控  
用

この計算書は、組合契約を締結している組合員である方が、「平成\_\_\_年分の有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書」で計算した調整出資金額超過損失額（一面の5の㉑の金額）のあるときに、組合事業から生じた事業所得、不動産所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入されない損失額（以下「必要経費不算入損失額」といいます。）を計算する場合に使用します。

1 調整出資金額超過損失額

調整出資金額超過損失額（一面の5の㉑）	①	円
---------------------	---	---

2 必要経費不算入損失額の計算

事業所得の損失額（一面の3の③）（黒字の時は0）	②	円 <small>（△を付けないで書いてください。）</small>
うち事業所得（営業等）の損失額（一面の3の①）（黒字の時は0）	③	<small>（△を付けないで書いてください。）</small>
うち事業所得（農業）の損失額（一面の3の②）（黒字の時は0）	④	<small>（△を付けないで書いてください。）</small>
（③+④）	⑤	
不動産所得の損失額（一面の3の④）（黒字の時は0）	⑥	<small>（△を付けないで書いてください。）</small>
山林所得の損失額（一面の3の⑤）（黒字の時は0）	⑦	<small>（△を付けないで書いてください。）</small>
事業所得、不動産所得、山林所得の損失額の合計（②+⑥+⑦）	⑧	
事業 業 所 得	事業所得（営業等）に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{③}{⑤} \right)$	⑨
業 等	$\left( \text{組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④③（収支内訳書（一般用）の②①）の金額} \right) + ⑨$	⑩
農 業	事業所得（農業）に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{②}{⑧} \times \frac{④}{⑤} \right)$	⑪
得	$\left( \text{組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④⑥（収支内訳書（農業所得用）の①⑦）の金額} \right) + ⑪$	⑫
不 動 産 所 得	不動産所得に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{⑥}{⑧} \right)$	⑬
	$\left( \text{組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②②（収支内訳書（不動産所得用）の①⑤）の金額} \right) + ⑬$	⑭
山 林 所 得	山林所得に係る必要経費不算入損失額 $\left( ① \times \frac{⑦}{⑧} \right)$	⑮
	$\left( \text{組合事業に係る山林所得収支内訳書の①⑦（山林所得収支内訳書（課税事業者用）の②①）の金額} \right) + ⑮$	⑯

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）（収支内訳書（一般用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（一般用）の④③（収支内訳書（一般用））は②①の金額を（ ）で囲むとともに、⑩の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）（収支内訳書（農業所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（農業所得用）の④⑥（収支内訳書（農業所得用））は①⑦の金額を（ ）で囲むとともに、⑫の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）（収支内訳書（不動産所得用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る青色申告決算書（不動産所得用）の②②（収支内訳書（不動産所得用））は①⑤の金額を（ ）で囲むとともに、⑭の金額を上段に転記してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書（山林所得収支内訳書（課税事業者用））の下部余白に「必要経費不算入損失額〇〇〇円」と記載してください。

→ 組合事業に係る山林所得収支内訳書の①⑦（山林所得収支内訳書（課税事業者用））は②①の金額を（ ）で囲むとともに、⑯の金額を上段に転記してください。

● いわゆる現金主義によって青色申告をしている方は、税務署におたずねください。

二  
面

○この用紙は

控  
用

です。申告には、必ず

提出用

を使ってください。